

改正養蜂振興法が25年1月から施行されます

蜜蜂を飼育している方は、毎年、住所地を管轄する農林事務所に飼育届を提出してください。(手数料は不要)

ただし、

花粉交配用に一時的に蜜蜂を飼育される方は届出不要です

花粉交配用に必要な群数のミツバチを、数週間～数ヶ月間のみ、一時的に飼育している方に限ります。

○ 花粉交配用に使用した蜜蜂をそのまま放置すると、周囲で飼われている蜜蜂の病気の原因となります。養蜂業者への返却等により、必ず適切に処置してください。

貸出等の場合  養蜂業者に返却

買い取りの場合  説明書に従った処置

○ 花粉交配期間中も適切な管理をお願いします。

○ 届出について不明な点がある場合は、農林事務所にお問い合わせ下さい。

○ 異常があれば、最寄の家畜保健衛生所に相談してください。

ご相談は農林事務所へ

福岡農林(福岡市中央区赤坂)	092-735-6126
朝倉農林(朝倉市甘木)	0946-22-2732
八幡農林(北九州市八幡西区則松)	093-601-8852
飯塚農林(飯塚市新立岩)	0948-21-4956
筑後農林(筑後市大字和泉)	0942-52-5106
行橋農林(行橋市中央)	0930-23-0382

衛生管理は家畜保健衛生所へ

中央家保(福岡市東区箱崎ふ頭)	092-633-2920
北部家保(嘉麻市漆生)	0948-42-0214
両筑家保(久留米市合川町)	0942-30-1037
筑後家保(筑後市大字和泉)	0942-53-2405